

I . 大磯の水（海と川）と緑（まちと山）の現状と課題

1. 人口・世帯数の推移

町の人口の推移を見ると、昭和45年から平成7年まで増加傾向を示していましたが、徐々に増加率も下降を示し、平成7年から12年では-0.08%と減少に転じています。また、昭和45年で世帯人員が4.00人/世帯であったものが、平成12年で2.92人/世帯と核家族化も年々進んでいます。

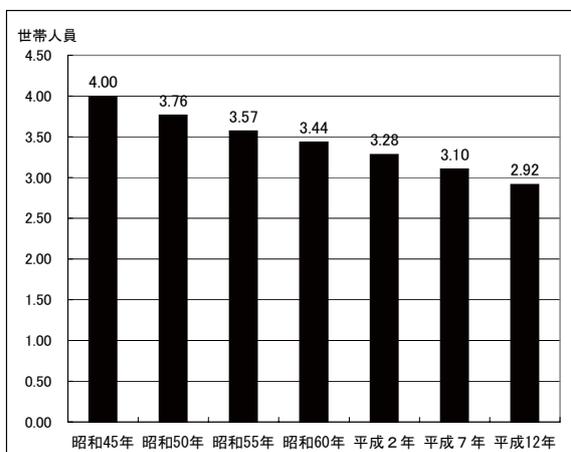
■人口・世帯数の推移

国勢調査

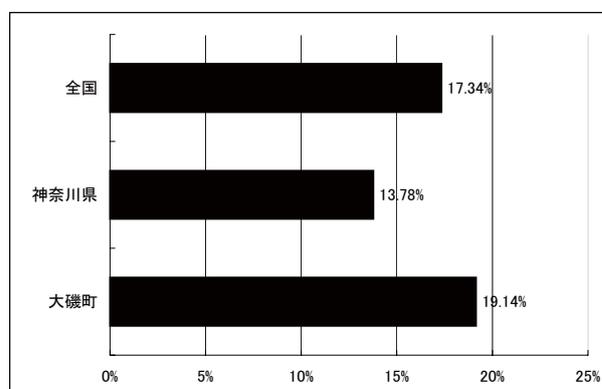
	人口	人口増減	世帯数	世帯増減
昭和45年	26,154		6,543	
昭和50年	27,866	6.55%	7,405	13.17%
昭和55年	29,931	7.41%	8,386	13.25%
昭和60年	31,211	4.28%	9,086	8.35%
平成2年	31,599	1.24%	9,627	5.95%
平成7年	32,285	2.17%	10,403	8.06%
平成12年	32,259	-0.08%	11,066	6.37%

単位 人口：人 世帯数：世帯

■世帯人員の推移

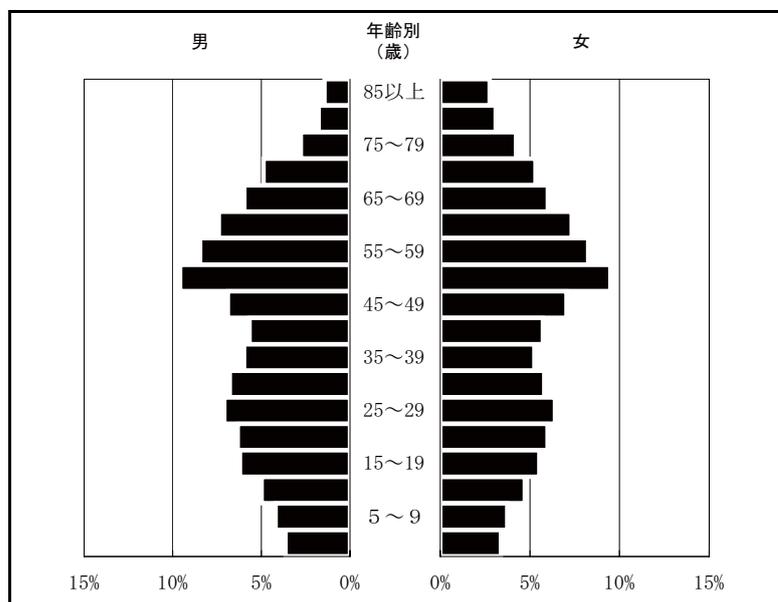


■高齢化率（平成12年国調）



年齢構造では、概ね50～54歳の年齢層を中心とする団塊の世代とその子供である20～24歳の前後の年齢層が厚くなっているものの、35～39歳の町を支える中核となる年齢層が薄く、少子高齢化の波が押し寄せてきています。

■5歳階級別年齢構造（平成12年国調）



2. 都市の変遷

本町の名は、大化改新後の大法令の「国・郡・里」制度により、「余綾郡伊蘇郡」と呼ばれていたことに由来していると言われています。天平 10 年（西暦 738 年）銘の正倉院御物の中には、「大磯里」という名前が登場します。その後、平安末期には相模の国の国府となり、行政の中心として栄え、江戸時代には東海道五十三次の第八の駅の本陣として交通の要所となり、繁栄を極めました。

近代に入り宿場町としての役割が廃れ、一時、まちの活気が失われましたが、わが国最初の海水浴場の開設（照ヶ崎）、本町の自然環境や歴史・文化を愛する伊藤博文をはじめとする名士・富豪の邸宅が建てられるようになり、日本有数の避暑地として全国に知られるようになりました。

明治 22 年の町村制施行で、大磯駅、高麗村、東小磯村、西小磯村を併せて大磯町となり、昭和 29 年に大磯町と国府町が合併して現在の町域となりました。

各区域の人口は、行政区域（都市計画区域）で昭和 50 年、55 年が 6～7% 台の伸び、昭和 60 年 4.3% と伸び率は減少し、平成 2 年、平成 7 年では 1～2% の人口の伸びとなっています。市街化区域では、行政区域人口の伸びと同様の傾向が見られ、市街化調整区域では昭和 50 年の伸びを除いて、2% 未満の僅かな伸びにとどまっています。

■市街地の推移（都市計画基礎調査）

区分	実数（人、世帯）						増加数（%）					
	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	
人口	行政区域	26,154	27,866	29,931	31,211	31,599	32,285	6.5	7.4	4.3	1.2	2.2
	市街化区域	23,175	24,373	26,502	27,719	28,077	28,702	5.2	8.7	4.6	1.3	2.2
	市街化調整区域	2,979	3,493	3,429	3,492	3,522	3,583	17.3	-1.8	1.8	0.9	1.7
世帯数	6,543	7,405	8,386	9,086	9,627	10,403	13.2	13.2	8.3	6.0	8.1	

また、旧版地形図（大正 12 年）と現在の地形図（平成 10 年）から大磯が変化する姿をみると次の事柄が指摘できます（次頁の都市の変遷図と文参照）。

■都市の変遷図

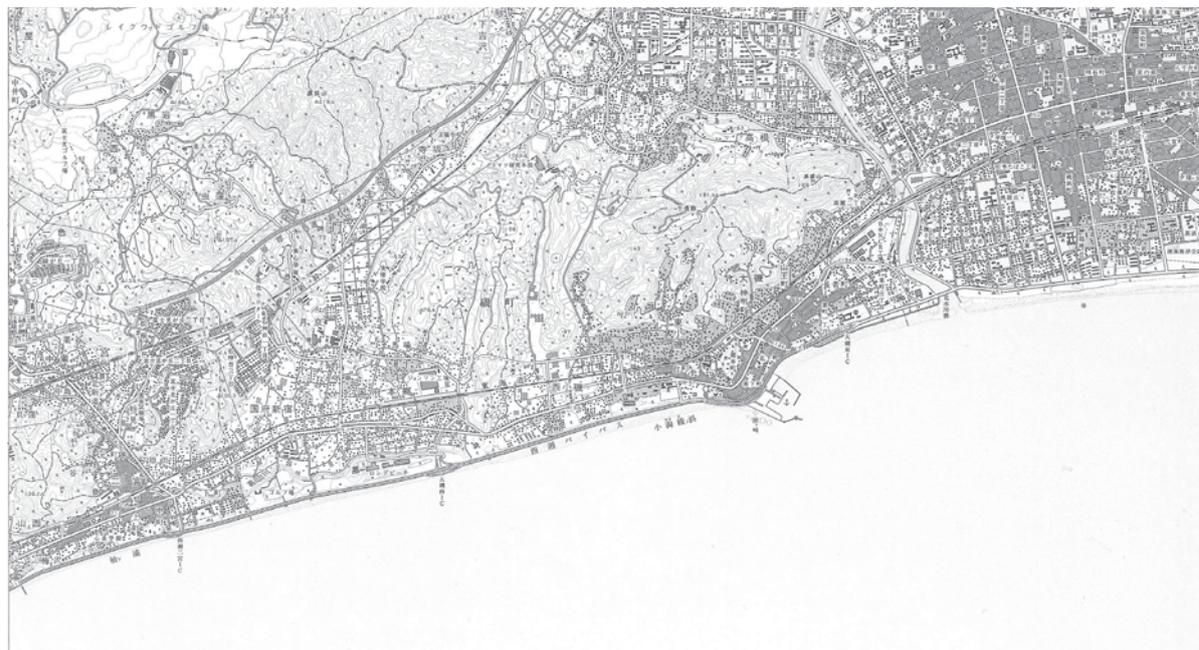
大正 12 年の大磯の姿

大正 12 年の地形図を見ると、現在の大磯町は大磯町と国府村からなっていました。東海道線本線は開通していましたが、幹線的な道路としては国道 1 号（東海道）が東西に通じ、国府村で内陸へと向かう道路が枝分かれしているだけで、基本的に東海道の沿道に展開する街道型の集落がまちを形づくっています。その集落は、東から大磯駅南に広がる大磯町、街道に細長く展開する西小磯、短いが少し厚みのある町場を形成している国府本郷、国府新宿、内陸部に月京などがあります。海岸部は連続した砂浜が広がり、これに沿って小高い地形に樹林が連なり、街道沿いの集落を海風から守っていました。



平成 10 年の大磯の姿

最新の地形図、平成 10 年を見ると、大磯駅周辺では金目川河口部分へ、東海道本線北側、海岸部へと市街地が拡大し、河口部の湿地帯や海岸部の樹林が失われてきました。国府では、内陸部へ広がっていた平地に新しい市街地が形成されています。広域的な道路として海岸部に西湘バイパスが開通し、国道 1 号とともに東西方向の交通を、基本的に東海道の沿道に展開する街道型の集落がまちを形づくっています。



3. 緑の現況

本町の緑の現況を区域区分毎にみると、市街化区域では畑 (38.78ha、市街化区域の7.08%) が最も多くついで民有地の植栽地 (24.04ha、4.39%) となっています。しかし、樹林地等 (自然林からススキ・ササ等の草地まで) を合計すると 58.03ha(10.59%) で市街化区域の緑の約 4 割を占め一番多く、その中でも約 1/3 近くを自然の度合いが比較的高いクヌギ・コナラ等の二次林が占めています。これらの樹林は、僅かに残されている自然林とともに、保全を図ることが重要です。また、市街地のオープンスペースとしての畑、緑化の推進を図るための民有地の植栽地なども身近な緑として保全や確保を図ることが必要です。

市街化調整区域では、樹林地等の合計は 576.78ha で半分近くを占め、その中の約 6 割をクヌギ・コナラ等の二次林が占めています。畑 (133.19ha、11.34%)、果樹園 (148.83ha、12.67%) がこれに続き、森林の維持と保全、耕作地の維持などが課題となっています。

市街化区域の中で緑の占める割合は 26.02%、市街化調整区域では 85.00%、都市計画区域全体では 66.24% となっています。

次の頁に示した「緑の現況図」は、航空写真 (平成 12 年 1 月撮影) などを参考に、緑の現況の区分に基づいて作成したものです。これを図上計測したものが下表になっています。

■ 緑の現況量

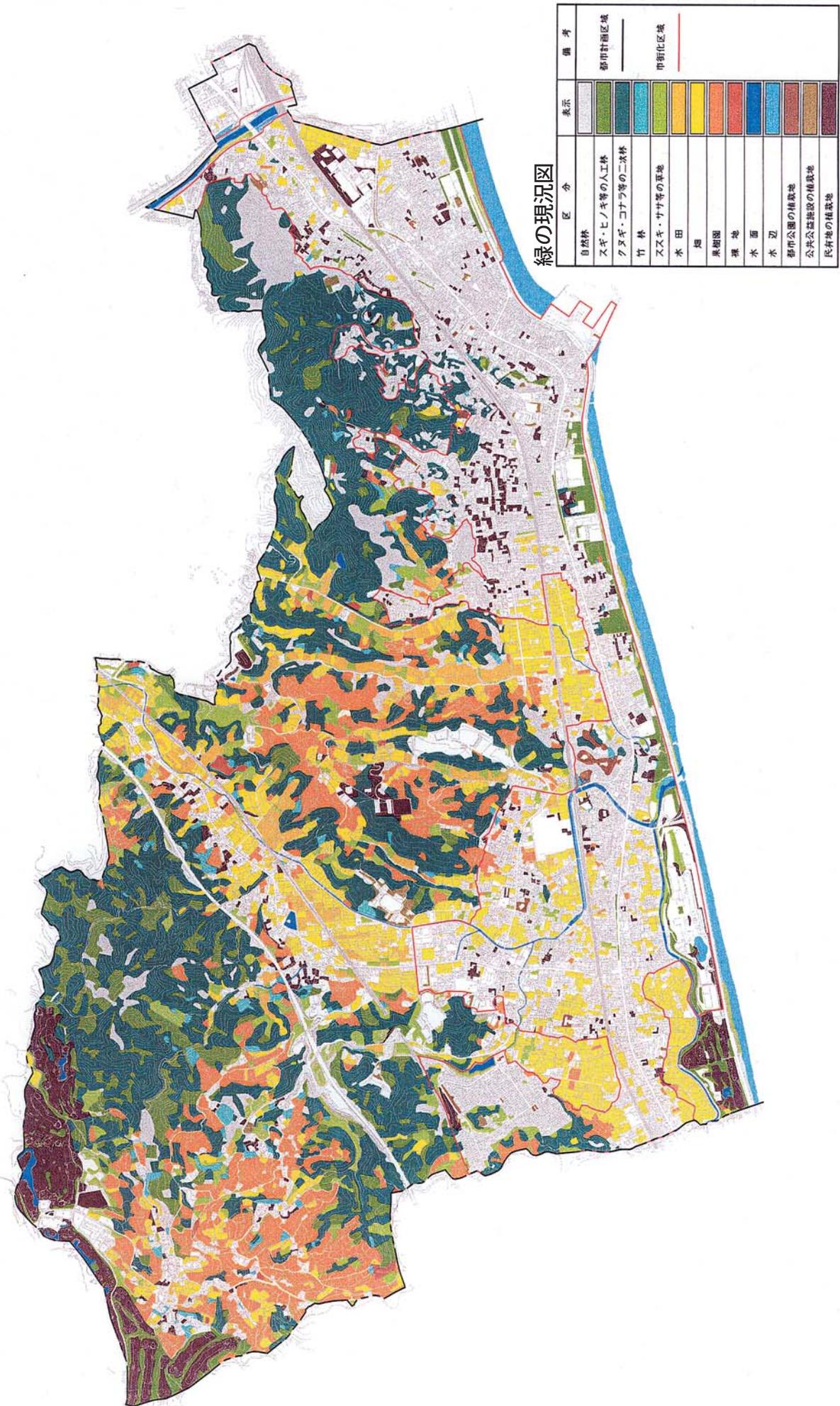
区分		面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
樹林地等	自然林(*1)	7.08	51.97	59.05
	スギ・ヒノキ等の人工林	16.64	97.85	114.49
	クヌギ・コナラ等の二次林	19.05	340.66	359.71
	竹林	1.22	17.50	18.72
	ススキ・ササ等の草地	14.04	68.80	82.84
	小計	58.03	576.78	634.81
農地等	水田	1.17	30.64	31.81
	畑	38.78	133.19	171.97
	果樹園	6.75	148.83	155.58
	小計	46.70	312.66	359.36
	裸地(*2)	0.23	4.12	4.35
水面等	水面(*3)	5.56	8.62	14.18
	水辺(*4)	2.42	33.72	36.14
	小計	7.98	42.34	50.32
植栽地等	都市公園の植栽地	3.87	0.22	4.09
	公共公益施設の植栽地	1.76	2.87	4.63
	民有地の植栽地	24.04	59.79	83.83
	小計	29.67	62.88	92.55
合計		142.61	998.78	1141.39

(*1) 自然林とは、人間が手入れをしなくても山の環境が守られる自然度が高い(自然度9~10)森林である。

(*2) 裸地は植物により被覆されていない土地。但し、造成中の土地や工場建設予定地等は原則として含めない。

(*3) 水面とは、河川、湖沼、水路等、現況が水面のものである。

(*4) 水辺とは、海浜、河岸、湖畔等、現況が水辺地のものである。



緑の現況図

区分	表示	備考
自然林	[Green swatch]	
スギ・ヒノキ等の人工林	[Light green swatch]	都市計画区域
クヌギ・コナラ等の二次林	[Yellow-green swatch]	
竹林	[Light blue swatch]	市街化区域
ススキ・ササ等の草地	[Yellow swatch]	
水田	[Orange swatch]	
畑	[Light orange swatch]	
果樹園	[Red-orange swatch]	
裸地	[Red swatch]	
水面	[Blue swatch]	
水辺	[Light blue swatch]	
都市公園の植栽地	[Brown swatch]	
公共公益施設の植栽地	[Dark brown swatch]	
民有地の植栽地	[Dark red swatch]	

4. 緑地の現況

本計画では、次に掲げる施設緑地と地域制緑地を主な対象として計画を策定します。この内容をみると、公園などの施設緑地では、都市公園が 15.95ha、公共施設緑地が 34.98ha、民間施設緑地が 86.52ha で、都市計画区域内の施設緑地の人口一人当たりの緑地量は 42.55 m²、市街化区域では 8.31 m²となっています。国では、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準を住民一人当たり 20 m²としていることから、市街地内の施設緑地量が目標水準からみて低くなっています。

法的な規制などによる地域制緑地では法によるもののうち緑地保全地区、風致地区はなく、その他法によるもの(968.07ha、地域制緑地の 97.28%)がほとんどで、中でも地域森林計画対象民有林(493.33ha、50.96%)と農振農用地(297.00ha、30.68%)が約 8 割を占めています。

施設緑地では、公園整備の推進や公共、民間の施設緑地の確保を図り、一人当たりの緑地量の水準を上げることが必要となっています。また、地域制緑地では、現状で確保されている緑地量の維持を図るとともに、森林の維持管理のための施策を行政と森林所有者などと調整をとりつつ進めることが必要となっています。

施設緑地と地域制緑地を合わせた緑地量は、市街化区域 49.05ha、都市計画区域 950.30ha で、市街化区域の 8.95%、都市計画区域の 55.15% となっており、市街化区域の緑地量の確保が課題となっています。

11 頁に、これらの施設緑地と地域制緑地の位置と範囲を示した「緑地現況図」を提示します。本項と関わる「緑地の体系」と「都市公園等の種類」の表を P29 と P30 に入れています。

【施設緑地】

国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園の形態を造り公開する緑地。一般には都市公園法に基づく公園や国民公園等がこれに該当する。

【地域制緑地】

緑地保全地区及び風致地区、生産緑地地区、自然公園など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地の利用を規制することで良好な自然環境等の保全を図ることを目的とした緑地保全に係る制度の総称をいう。

■緑地現況量

区分		面積:ha		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設 緑 地	都市公園	11.79	4.16	15.95
	公共施設緑地	4.49	30.49	34.98
	民間施設緑地	7.58	78.94	86.52
	計	23.86	113.59	137.45
地 域 制 緑 地	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
	風致地区	0.00	0.00	0.00
	その他法によるもの	25.80	942.27	968.07
	協定によるもの	2.69	0.00	2.69
	条例等によるもの	0.64	23.70	24.34
	計	29.13	965.97	995.10
	地域制緑地間の重複	2.68	141.36	144.04
計	26.45	824.61	851.06	
施設・地域制緑地間の重複		1.26	36.95	38.21
緑地現況量総計		49.05	901.25	950.30
人口(万人)		2.87	0.36	3.23

(平成13年度末)

また、施設緑地の中で暮らしに身近な住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）と町全体のレクリエーションなどに供する都市基幹公園（総合・運動公園）、その他歴史・文化などに特色ある公園や緑地を合わせて、都市公園としています。

この都市公園の整備状況をみると、住区基幹公園では街区公園だけが38ヶ所、4.31ha整備されています。都市基幹公園は、現状で整備が完了した公園はありませんが、現在、大磯運動公園（11.70ha）が整備中です。その他、風致公園の県立大磯城山公園と高麗山公園（一部開設3.70ha）が特殊公園として2ヶ所、10.70ha、都市緑地6ヶ所、0.94haが整備されています。

これら都市公園として整備されている公園の面積は合計15.95ha、住民一人当たり4.94㎡で、約10㎡以上（都市公園法施行令、市町村の区域内の都市公園）という国の目標水準を大きく下回っています。

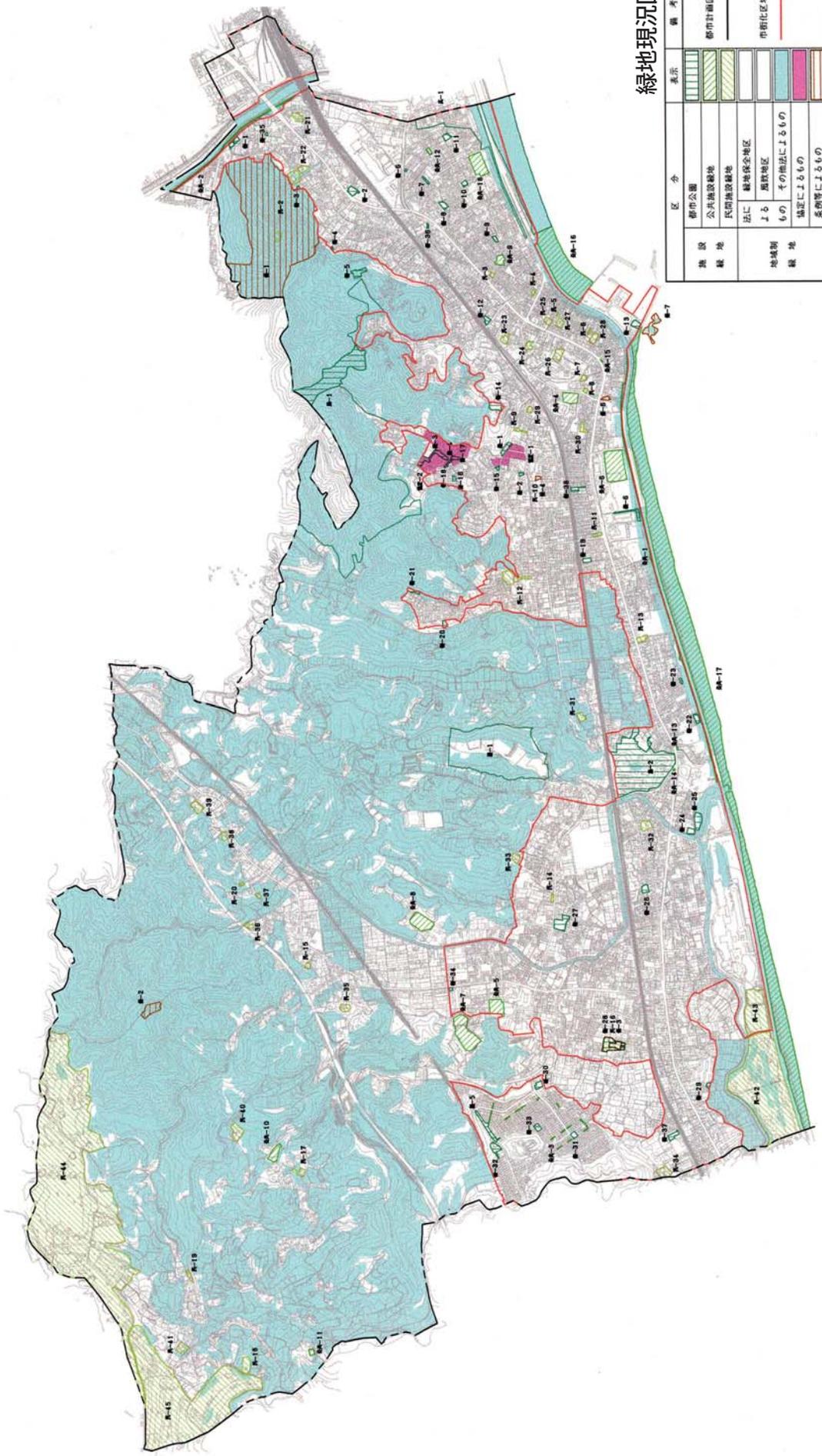
このことから住区基幹公園では、今後、コミュニティなどの住区構成に配慮した近隣公園の整備を進めることが必要です。都市基幹公園では、現在進められている大磯運動公園の整備の早期完成が望まれます。

12頁に、これら都市公園の位置と範囲、整備状況を示した「都市公園の位置図」を提示します。

■都市公園の整備状況 (平成13年度末) 面積:ha

種別	市街化区域		都市計画区域		
	箇所数	面積	箇所数	面積	㎡/人
街区公園	36	3.85	38	4.31	1.33
近隣公園	0	0.00	0	0.00	0.00
地区公園	0	0.00	0	0.00	0.00
住区基幹公園	36	3.85	38	4.31	1.33
総合公園	0	0.00	0	0.00	0.00
運動公園	0	0.00	0	0.00	0.00
都市基幹公園	0	0.00	0	0.00	0.00
特殊公園	1	7.00	2	10.70	3.31
都市緑地	6	0.94	6	0.94	0.29
都市公園合計	43	11.79	46	15.95	4.94
人口(万人)	2.87		3.23		

*平成14年度末には、運動公園が一部供用(0.9ha)、都市緑地としてこゆるぎ緑地が開設(0.04ha)



緑地現況図

区分		表示	備考
施設	都市公園		都市計画区域
緑地	公共施設緑地		
	民間施設緑地		
地域別	法に		緑地保全地区
緑地	よる		風景地区
	もの		その他法によるもの
			協定によるもの
			条例等によるもの

